

第三章 小笠原小倉藩と勝山

第一節 諸制度の整備

小笠原氏

小笠原氏は源義家の弟義光の系譜をひくとい
い、遠光のとき、出生地甲斐国巨摩郡加々美に
ちなんで加々美氏を名乗ったが、その二男長清が同郡小笠原の
地に生まれたことから、朝廷から小笠原氏の名を拝受したとき
れる。長清は文治元年（一一八五）源頼朝の師範となり、弓始・
奉射・八的・丸物・笠懸・流鏑馬の儀式や犬追物の作法を仕切



写真5—9 小笠原忠真

り、また長清から六代孫貞宗
は足利尊氏の師範となり、武
家礼法指南家の地位を固め
た。このように小笠原氏は鎌
倉・室町期を通じて将軍家の
礼法師範として側近の立場に
あったといえる。また信濃国
伊那郡や筑摩郡の城主でも
あった。戦国期、小笠原長年
のときの天文十九年（一五五

○）桔梗ヶ原（現長野県塩尻市）の合戦で武田信玄に敗れ居城
深志城（現長野県松本市）を一時離れたが、長年三男貞慶は徳
川家康と関係を結び、天正十年（一五八二）に深志城を奪回し
た。その後、嫡子秀政は天正十八年家康の長子岡崎信康の息女
と婚姻、徳川家との主従関係を強化し、下総葛飾郡で三万石拝
領して古河城、関ヶ原合戦後の慶長六年には二万石加増されて
信濃伊那郡飯田城、そして同十八年、八万石で松本城に入っ
た。大坂の陣では慶長十九年の冬の陣に秀政の長男忠脩が派遣
されたが、翌年の夏の陣では秀政も居城松本から忠脩、二男忠
真とともに出陣した。しかし、秀政と忠脩はそれぞれ戦死し、
忠真に父の遺領八万石の相続が許され、松本に入城した。しか
し、元和三年忠真は播磨国明石へ一〇万石に加増されたものの
転封となった。いわば本貫ともいえる信濃を離れ、徳川氏には
不安のあった「西国」のうちの播磨に忠真正室の父で同じ時期
に姫路に一五万石に加増されて入った本多忠政、また亡兄忠脩
の嫡子で播磨龍野六万石にあった長次（忠真養子）など、いわ
ば小笠原一族で播磨を固めたことになる。

豊前入封

ところが、播磨は小笠原氏一族の定着の地では
なかった。寛永九年、肥後の加藤忠広が改易に
なると小倉城主細川忠利が肥後熊本へ転封となり、旧細川氏領
には小笠原氏が配置された。まず小倉には播磨明石から忠真が
一五万石で、中津には龍野から長次が八万石で、それぞれ加増

され入封した。更に秀政三男で大番頭・奏者番を勤める忠知が豊後国木付（杵築）で四万石の譜代大名に取り立てられ、忠真の次弟松平（能見）重直が摂津国三田から豊前国龍王に三万七〇〇〇石で入封した。このような小笠原一族の豊前及び豊後の一部への配置は、島原の乱後に肥前島原城主松倉重次、天草の領主であった肥前唐津城主寺沢堅高という旧領主改易後に、譜代大名大久保忠職（唐津）・高力忠房（島原）・戸田忠昌（福岡）が配置される以前にあたる。いわば徳川氏による播磨への小笠原一族配置と同様、九州の喉元（豊前）への一族入封措置なのである。それは「豊前は九州の要たる処に依て御押さえへの御為被仰付候間、何事二而も替候義有之ハ、早々上聞にたすへし」（『御當家統史』小笠原文庫）との幕府側の認識のもと「豊前国ハ、九州の要の国成ニ依て、右近（小笠原忠真）様を被置」ことになったが、このような小笠原氏配置に対し「九州大名ハ、右近様ハ九州御目付と何も思召なり」との期待も込められていた（『小笠原家正伝記』北九州市立中央図書館蔵）。忠真は寛永九年（一六三二）も押し詰まった十二月十三日に小倉に着船、同日中に小倉城に入城したという。ここに幕末期にいたる小笠原小倉藩が始まったのである。

細川忠利の正室千代姫は小笠原忠真の妹で（二代將軍秀忠の養女として嫁ぐ）、小倉には細川忠利とは義兄弟になる小笠原忠真が入ったわけで、細川氏からみれば豊前・豊後の旧領には

血縁関係のある小笠原一族が入部したことになり、細川忠興は率直に「小右近殿三人豊前へ御出候由、さてハ心安存候事」（寛永九年十月二日付細川忠利宛忠興書状『細川家史料』四）と、小笠原氏一族入封を喜び安堵している。

小笠原小倉藩は、豊前の規矩・田川・京都・仲津・築城の各郡と上毛郡の一部で、石高は一五万石、寛永九年の家数二万三六四五軒、人数は男二万九一八五人・女二万四四四五人の計五万三六三〇人、牛数五五二八疋、馬二九〇一疋で計八四二九疋である。このうち、京都郡域は石高二万二二二石七斗、家数二七二〇軒、人数六一二三人（男三三四〇、女二七八三）、牛馬数八五九（牛五七六、馬二八三）である（『御當家末書』卷十一、『福岡県史 近世史料編 御當家末書』以下『県史史料』と略）。

郡方機構の連続性

細川忠利は、小笠原忠真に対し公私にわたる引継状のなかで、「惣庄屋と名付代官同前に万事を申付知行遣置候間、召連可参候へ共、此との共先此度不罷在候はば御用つかへ可申候」と農政面で惣庄屋は代官同然に知行を渡しており熊本へ連れて行きたいが郡方支配に必要であろうから、用に立つものは残しておくとした（『藩譜便覧附録』二、『豊前叢書』第三卷一六五頁）。

このようなことから分かるように、小笠原氏は郡方機構について基本的に細川氏のそれを継承し、郡代を最高責任者として郡方三役と呼ばれる筋奉行（細川時代の郡奉行）・代官・山奉

行、また大庄屋（細川時代の惣庄屋）・手代役のほかに小笠原氏は子供役を設け、これらを手永三役と称した。

郡方諸役

安永十年（一七八一）の「小笠原家中」（『豊津藩・歴史と風土』第二輯所収）によれば、郡代就任者は知行高三五〇石で一名、筋奉行は一〇〇（一六六石・四名である。このほか町奉行が三〇〇石・二名であった。郡代の役所は小倉城下の篠崎にあつて「内役所」と呼ばれたという（『藩政時状記』『福岡県史資料』五、六八四頁）。内役所には書役、郡目付、廻役、郡方組足輕などが置かれた。慶応四年（一八六八）三月の藩政改革に際し郡代は郡政局主事、内役所は郡方役、のち郡政局と改称された。筋奉行は郡内の政務全般を総括したが、特に「四季之農業無油断相勤、質素儉約を相守、農民之本意を不失様申論、諸上納差支無之様、上下之御為相心掛候事」（慶応三年四月「御郡方支配役々勤方心得書」『日本林制史資料』小倉藩・臼杵藩、四〇三頁。なお以下『日本林制史資料』と略記）とあるように、「農民之本意」の維持・向上が基本的任務とされ、「常々廻村」（同上）できるよう一郡ごとに役所兼役宅を設置した。なお筋奉行の補佐を代官が行うが、筋奉行の役宅は代官所とも呼ばれたといい、京都郡の場合、行事村字上屋敷付近に所在したという（『行橋市史』六九頁）。筋奉行は慶応四年の藩政改革で郡宰と改称した。

大庄屋には寛永十四年（一六三七）に勃発した島原の乱に際

し動員された者がいた。例えば田川郡猪膝手永の大庄屋猪膝小左衛門は坂巻兵右衛門の備（軍団）に属して供連れ一四、乗馬一・小荷駄二を具して参陣している。ここには一般の百姓に解消し得ない大庄屋の独自の性格が読み取れよう。なおこのとき、猪膝も含め、小倉藩領からは、企救郡四名（城野より二名、今村・津田各手永より一名）、田川郡四名（猪膝より二名と上野・金田の各手永より一名）おり、仲津郡二名（元永。節丸各手永より一名）、上毛一名（友枝手永より）が動員され、京都郡からは黒田手永の大庄屋黒田治右衛門が参陣している（友右文書「文久二年戊冬六郡ヨリ書上並天保三年辰七月企救郡ヨリ書上写」『豊津藩・歴史と風土』第四輯八頁）。子供役は大庄屋の補佐役とされ、その起源ははっきりしないが、やはり島原の乱に企救郡城野手永大庄屋中村某が小荷駄掛として従軍した際、子息が父に代わり年貢上納事務を的確に遂行したから、との説を幕末に庄屋を勤めた内山円治著『小倉藩政時状記』は紹介する。なお先掲の史料によればこの時城野手永から派遣された大庄屋は徳力権太郎とされ、内山の指摘は一考も要しよう。

大庄屋（はじめ惣庄屋）には「知行」が与えられていた。これは大名家臣に宛行われる知行と異なり、職務給的性質のものと思われるが、延宝五年（一六七七）の「小倉藩地方知行帳」（『県史資料』第五輯）によれば四〇石から七〇石の範囲で、全二四人に一一七〇石、平均四八石余が給されている。京都郡で

は久保次郎兵衛（久保手永）・延永喜左衛門（延永手永）・新津清三郎（新津手永）・黒田忠兵衛（黒田手永）の各手永惣庄屋にいずれも五〇石、計二〇〇石が宛行われている。また手代は『藩政時状記』によれば、筋奉行や大庄屋の請求により大庄屋の役所へ出向き、事務に参与し手永内各村を巡回するという。藩から派遣される下級武士という。

手永と村

領内行政は慶長（一五九六）一六一五）末から元和（一六一五）二四）ごろ、細川時代に成立した手永という区分単位を基礎とした。大庄屋が管轄し複数の村から構成された。郡内の手永区分や村数は時期により変動したが、寛政（一七八九）一八〇二）末から享和（一八〇一）〇四）ごろと思われる手永別に括弧内に村数を示しておこう（御当家末書」巻十一）。

企救郡

富野（二五）・片野（一七）・津田（二二）・城野（一九）

今村（二〇）・小森（二三）

田川郡

添田（一八）・伊田（二三）・楠（二二）・猪膝（二二）・金

田（二三）・上野（二二）

京都郡

久保（一九）・黒田（一七）・延永（一七）・新津（一七）

仲津郡

国作（二五）・平島（二四）・元永（二六）・長井（一六）
節丸（二四）

築上郡

安武（二二）・椎田（九）・角田（二四）・八田（七）

上毛郡

友枝（二三）・三毛門（一九）・黒土（二三、新田藩）

岸井（二三、新田藩）

各手永について若干の注釈を加えておくと、企救郡では富野に大里町・長浜浦、片野に垣見浦、今村に清水町・平松浦・藍島・馬島、田川郡では添田に添田町、楠に採銅所町・香春町、京都郡では久保に新町（上野新町）、新津に浜町をそれぞれ含む。また上毛郡の黒土・岸井は寛文十一年（一六七二）からは同年成立した小倉新田藩領（二万石）となっている。手永の構成村に注目した場合、築上郡には一〇か村未満、逆に企救郡には二〇か村以上からなる手永が存在するが、おおむね一手永は一〇〜二〇か村の範囲の村数からなる。京都郡の場合、この時期、久保が一九か村、黒田・延永・新津の各手永は一七か村であった。

村の役人

各村には庄屋・方頭・組頭の三役がおかれた。庄屋は一村一人が原則であるが、家臣に知行地が拝領（地方知行という）された近世前期では、各家臣知行地ごとに庄屋がおかれる場合もみられたことは先述した通りであ

る。しかし地方知行は小笠原氏時代になり延宝六年（一六七八）廃止され、藩の蔵から米が支給される蔵米知行に切り替わったため、この時期までには一村に複数の庄屋がみられる状況はなくなつたろう。

方頭は細川時代の肝煎の後継の役との推測もある（『北九州市史』近世一七九頁）。方頭の任免は庄屋の申請を受けて大庄屋が裁断を下したようで（『中村平左衛門日記』天保七年（一八三六）十一月五日条）、各村に二五戸に一人、小町村の場合は一〇戸未満でも一人おいたとされるが（『小倉藩政時状記』）、戸数による定員の有無は必ずしも明確ではない。

組頭はいわゆる五人組制度に基づくが、小倉藩領では五人組帳簿や組織の実質的活動の実態を示す史料には乏しいようである。築上郡小原村（現椎田町）に残された「五人組申合」（有門家文書）によれば、自発的な組織ではなく、藩側が示達する「掟筋堅相守」^{おきてすしかなくのまもり}せるために制度的に編成された組織である。

安永二年（一七七三）の「大庄屋・小庄屋」（清原好嗣氏所蔵文書。『豊津藩・風土と歴史』第二輯所収）には、小倉藩六郡の大庄屋・子供役（大庄屋補佐役）・庄屋（小庄屋）が手永・村単位に記載される。これによれば勝山町域の手永各村の諸役は次のようであった。

黒田手永

大庄屋・黒田常兵衛

子供役・同源左右衛門

庄屋

上黒田村・又兵衛

中黒田村・清左衛門

下黒田村・莊助

上田村・平左衛門

箕田村・作平

長川村・勝藏

宮原村・常兵衛

浦川内村・同上

矢山村・幸助

岩熊村・友右衛門

池田村・小兵衛

久保手永

大庄屋・久保小右衛門

子供役・同健吉

庄屋

新町・市左右衛門

上野村・同上

下田村・傳四郎

菩提村・同上

御手水村・作兵衛

図師村・同上

上久保村・七左衛門

中久保村・源藏

飛松村・同上

下久保村・喜四郎

平尾村・同上

すなわち、黒田手永の大庄屋は黒田常兵衛、子供役は同源左右衛門、久保手永の大庄屋は久保小右衛門、子供役は同健吉である。各村の庄屋（小庄屋）で注目されるのは宮原村と浦川内村、新町と上野村、下田村と菩提村、御手水村と図師村、中久保村と飛松村、下久保村と平尾村において庄屋の兼帯がみられ、必ずしも一村一庄屋ではなかったことである。これ

は細川時代の人畜改帳や正保国絵図で確認したように、例えば浦川内は宮原村、また飛松は独立村ではなく上久保村の一部と考えられること、などから、歴史的・地理的に一体性が強い場合は、庄屋兼帯がなされたのであろう。

庄屋の年齢 勝山町域のものではないが、庄屋の年齢や勤役と勤役年数 年数を記した記録である「上毛郡両手永村々庄屋名前帳」（文化元年。友枝文書。九州大学記録資料館蔵。豊前市史編纂委員会編『豊前市史 文書資料』平成五年に所収）があるので紹介しておこう。本史料は友枝手永、三毛門手永（豊前市・新吉富村・大平村の一部）の各村の本高と庄屋名及び上記の情報を記しており、庄屋の実像の一端を知り得る。三七名のうち年齢未記載が三名いるが、整理すれば次のようになる。

年齢

二〇代・四人、三〇代・四人、四〇代・八人

五〇代・一〇人、六〇代・六人、七〇代・一人

勤役年数

五年未満・五人、五〇九年・六人、一〇〇一四年・一〇人

一五〇一九年・五人、二〇〇二四年・四人

二五〇二九年・二人、三〇年以上・五人

勤役とは庄屋役かそれ以外の村役も含むのか判然としないが、三十一歳で勤役一六年（沓川村）、二十八歳で勤役九年（小祝浦）など、十代で庄屋ないし何らかの村役に就任した者がい

る一方、七十一歳で勤役四年（八屋浦）という者あり、年齢と勤役年数は厳密には対応しない。家格（家由緒）・持高や村（浦）の地域的特性、また本人の能力など様々な要因が想定されようが、五十七歳で勤役三七年の鳥越村庄屋次郎右衛門、六十四歳で勤役三年の川内村庄屋重平などは村方と藩側双方から信頼された地域的指導者という人々であろう。

代官の回村

ところで、細川時代には郡単位でおかれ、小笠原時代には筋奉行の補佐で、筋奉行の役所自体が代官所とも呼ばれたというが（先述）、代官は農政・郡政の重要な役割を果たした。代官は職務に応じて回村したが、幕末期の事例だが京都郡の代官（安政三年の「京都郡御代官」は和田藤左右衛門。『中村平左衛門日記』安政三年分冒頭部分）回村について紹介しておこう（『同上』安政二年七月二十日条）。

安政二年（一八五五）七月、「反別麦御取立並水損場見分」のため「御代官所回村」が計画されたが、それは次のような行程であった。

二十日 延永手永反別麦取納

二十一日 与原村にて新津手永取納（昼食）。新津・両片

島・岡崎見分。岡崎泊

二十二日 稲光・鋤崎・長尾・下崎（昼食）・長木・下黒

田・上黒田見分。夕方黒田手永取納。上黒田泊

二十三日 中黒田・岩熊（昼食）・宮原・箕田・上田・上久



写真5—10 上 黒 田



写真5—11 上 田



写真5—12 岩 熊

保見分。上久保泊

二十四日 朝久保手永収納・上久保（昼食）・上稗田・下稗

田・中川・前田見分。前田泊

二十五日 上検地・下検地・上津熊・中津熊・下津熊・草

野・行事見分・行事引取（昼食、帳面・証書類仕上）

勝山町域には長木から下黒田に入り、上黒田と上久保に宿泊し二日後に上久保から上稗田に向かう行程である。

知行制の改革

小笠原氏は寛永九年（一六三二）の小倉入部に際し、全て蔵米知行としたという（『御当家末書』巻十二）。これは村（知行地）を与える形式（所付）をとらない方法である。細川時代の地方知行でみたように大名家

の家臣が知行地を直接支配する場合、家臣（給人）の恣意的な考えが入り込み百姓が迷惑をこうむる場合が少なからずあった。その結果、百姓による走り行為（藩領内外への退去）が見られるようになり、大名の立場からすれば藩領外への労働力流出で田畠の荒廃も招きかねず、このような事態は避けなければならなかった。したがって各大名家では地方知行から蔵米知行という村（知行地）と家臣との関係が直接生じにくい制度を採用する場合が多くなった。それは幕府から様々な負担（普請役を代表とする公儀役や参勤交代など）を強いられることになり、藩財政の整備を図らなければならなかった江戸時代の大名のいわば宿命のようなものであった。「信州にても播州にても御家

中知行皆々地方に御座候、忠真公明石より小倉へ御打入之節、様子御座候而御蔵米」（『御當家統史』）とされる、小倉転封に際する蔵米知行採用の背景は、このような事情からであらう。

しかし大名家の家臣は、そもそも武士であり、いわば土地領主としての立場から自立的に合戦にも参加するという、伝統的な武士意識は容易に変えることはできなかったと思わ

れる。寛永十四年、小倉藩で再び地方知行が採用され蔵米知行と二本立てとなったのは（『御当家末書』巻十一）、このような背景も一端として考えられよう。しかし、知行地からの年貢収納率（免率）は家臣個々人で勝手に決定できるのではなく、藩が原則として定める制度になり、知行地の宛行場所も階層ごとになされた。例えば寛文九年（一六六九）には近習者の知行地免率を三ッ八歩から四ッへ切り上げて知行地は企救・田川郡域で宛行われ、外様家臣の免率も三ッ五歩から三ッ八歩に切り上げられ、知行地は京都・仲津・築城・上毛各郡域に設定された（『御当家末書』）。いわば譜代家臣の知行地は城下縁辺部、外様家臣のそれは遠隔地に設定されたといえよう。したがって、幕末の家臣小島礼重がその著『鵜の真似』のなかで、「御家中渡米は京都郡・仲津郡・築上郡・上毛郡計りの由、田川郡・企救郡は渡さざる故或人尋ね見けるに、古へ田川郡・企救郡は御家中の地方には渡さざる由御蔵入也、依之今も御家中には田川・企救の米は渡さざる由、尤なる説なり」（『豊前叢書』第五卷一八頁）と紹介しているが、これは誤りである。

なお、「御勘定所古帳拔書」（『御當家末書』下）によれば、惣家中知行高（いわゆる地方知行高で八万八六三〇石）や惣庄屋への給米（一二三〇石余）・寺領（二三七八石余）に加え三〇七三人の扶持米（五五三二石余）、一四一〇人の切米（一万六四一石）など総計した家臣知行合計高は一三万五八〇九石余となる。こ

れは小倉藩表高一五万石の九〇％強を占めるが、内高は二〇万石余に達しているとされ、この高を基準にすれば六七％強となる（『北九州市史』近世五二頁、『豊津町史』上巻八〇六頁）。

勝山地域の 延宝五年（一六七七）の地方知行取家臣に関するデータ
給人知行地 延宝五年小倉藩地方知行帳『福岡県史資料』第五輯）が残されているのでこれをもとに本町域の給人知行地についてみておこう。

まずこの時期の小倉藩地方知行取家臣は八一人で、知行高階層別に概観すれば、四〇〇〇石を筆頭に一〇〇〇石以上が一二人を数えるが、大半は五〇〇以下で特に二〇〇石代が二六名と最も多い。一〇〇石未満は皆無である。もともと知行高と村の内訳高合計は後者が上回るがその具体例は以下の勝山町域にもみるとおりである。

表5—4はこの史料により、勝山町域の状況を一覧化したものである。表中、西久保は他史料や現勝山町域において未確認であり、上久保ないし下久保が原史料で誤記された可能性もあるが、史料の記載にしたがった。また矢山が厳密に当町域に入るのかも問題があるが、ここでは入れた。なお家臣のみならず惣庄屋や寺社についても「惣庄屋知行割」「寺社知行割」として掲げられており、本表に加えた。表5—4によれば箕田の八六五石余を筆頭に本町域では、黒田・岩熊・池田など一二か村に知行地が設定されていた。これを家臣別に見れば、知行高

表5-4 勝山町域に知行地をもつ家臣と内訳(延宝五年)

家臣名	知行高	村	名	内訳高計
吉岡三郎兵衛	1100	黒田	上田	211・四七六
朝比奈佐太夫	700		箕田	七五・四八六
杉生久兵衛	500		長川	五三・五〇一
二木市右衛門	450		浦河内	四八・七四五
内藤市之丞	400		矢山	四四・五四九
和田善兵衛	350		岩熊	四二・五三三
山内平太左衛門	300		池田	三六・五三三
大塚八郎兵衛	300		上野	三二・五〇一
香坂元右衛門	250		菩提	二八・四八六
熊井源右衛門	200		御手水	二六・四八六
由江九郎右衛門	200		西久保	二二・四七六
金澤喜太夫	150		勝山町外	二一・四七六
勝俣五太夫	150			二一・四七六
平林茂兵衛	150			二一・四七六
山口左次右衛門	100			二一・四七六
(惣庄屋)				二一・四七六
城野理右衛門	50			二一・四七六
小森三郎右衛門	40			二一・四七六
久保次郎右衛門	50			二一・四七六
黒田忠兵衛	50			二一・四七六
(寺社)				二一・四七六
峯高寺	150			二一・四七六
村別知行高計	733・六九六			二一・四七六

註)「延宝五年小倉藩地方知行帳」(福岡県史資料)第五輯所収)より作成。

二千石の吉岡三郎兵衛は、先ほどの箕田のほか長川・池田にもそれぞれ二〇〇石前後の知行地を有し、更に本町域外にも知行地を宛行われていた。しかし本町域だけで一二〇〇石以上と知行高の過半を占めていることは注目されよう。また朝比奈佐太夫は黒田のみで七〇〇石余、香坂元右衛門は岩熊のみに二五九石余、平林茂兵衛は岩熊のみに一六一石余、山口左次右衛門は池田のみに一〇三石余、また熊井源右衛門は、菩提・御手水・西久保にあわせ二六八石余の知行地をそれぞれ有しており、これらの家臣と本町域各村との関係は少なからずあったものと考えられる。

しかし、小倉藩の地方知行制は本史料が作成された翌延宝六年六月二十五日廃止された。それは細川時代の給人（家臣）の恣意的動向による百姓の迷惑にみられるように、さまざまな問題を抱えた制度でもあったし、小笠原氏自身入封当初廃止を試みたものの果たせなかったことであった。

これ以降、郡代や筋奉行（郡奉行）をはじめとする郡方三役、大庄屋（惣庄屋）・手代・子供役などの手永三役などの行政機構が重要性を増すことになる。

勝山町域の村と人々 ここで、小笠原時代の勝山町域の村と人々や家族のあり方についてみておきたい。

表5―5は勝山町域の村構成を一覧したものである。村高は延享三年（一七四六）正月「豊前国小倉領郡村高辻帳」（小笠原

文庫）、人数・家（竈）数は黒田手永分は「明治三年四月 京都郡村々人別宗門御改帳」（綾塚敬久家文書）、久保手永分も本史料での確認がのぞまれるが、未見につき『京都郡誌』の「明治三年の戸口」とされるデータより集計した。本来このデータは本史料をもとにしたと想定されるが、黒田手永分についても本史料と郡誌の数値は若干相違し、郡誌の数値の不正確は予想されるが、当面久保手永分はこれによった。このように同時代の史料群によるものではないものの、およその傾向はつかめよう。現勝山町域は近世では二二か村からなっていた（企救郡上矢山村を含めれば二三か村）。黒田村は寛永年間（一六二四～四四）に上下に分かれ、元文年間（一七三六～四一）に中黒田分が分かれた（『京都郡誌』三四頁）。新町村は宿駅で、近世期に入り集落化したと考えられるが、正保国絵図には「上久保ノ内新町」と上久保村の一部とされるものの、元禄ごろには「上野新町」（『豊国紀行』）と称されたといい、元禄国絵図では「新町村」がみえる。家数・人数ともに上久保・浦河内・新町の各村が多い。他方、中久保・飛松・平尾の各村のように家数が一〇軒台で人数が五〇人前後という小規模の村も存在した。村人を構成する各家（戸・竈）についてみることにしよう。「京都郡中黒田村人別男女御改帳」によれば当村は本百姓六一戸、無高百姓二戸、社家二戸、寺一戸、その他一戸からなる。戸主の出生地は当村・中黒田村が最も多く、当村以外では下黒

表5—5 勝山町域村構成

村名	村高	家数	男数	女数	男女計
上黒田村		四四軒	一〇六人	一〇九人	二一五人
中黒田村	六三・石九一四	六二	一七三	一四九	三二二
下黒田村		四七	一一八	一〇六	二二四
上田村	三七九・四五四	四六	一一八	九二	二一〇
箕田村	五二七・五八三	三四	八七	七四	一六一
長川村	三一四・五七三	三五	九六	七三	一六九
宮原村	三一〇・八九一	四〇	九一	八一	一七二
浦河内村	一四二・四九八	七七	一八三	一七七	三六〇
矢山村	一七〇・六一二	三七	九一	八七	一七八
岩熊村	二七四・五四七	三九	一〇一	九七	一九八
池田村	二六七・二九一	三六	八八	七二	一六〇
上久保村	七八二・二七五	八八	二二六	一八五	四一一
中久保村	七四・五九六一	一四	二四	二四	四八
下久保村	二〇〇・七九四一	一六	三四	二八	六二
菩提村	一九四・八三六二	二六	四八	四八	九六
新町村	九五・三九七	七〇	一五二	一六一	三二三
上野村	三二九・八五三一	一〇	八五	七四	一五九
下田村	八八・八七六	一七	三〇	三五	六五
御手水村	一四三・四二九四	四二	九四	九三	一八七
図師村	一一二・七〇六一	一八	三五	三一	六六
飛松村	一一〇・五一二一	一二	三七	二六	六三
平尾村	二〇三・二六四一	一五	二六	三一	五七

注) 村高は「豊前国小倉領郡村高辻帳」(延享三年正月。小笠原家文庫。福岡県立豊津高校蔵)。家数・人数は、黒田手永分が「京都郡村々人別宗門御改帳」(明治三年四月。綾塚敬久家文書)、久保手永分が「明治三年の戸口」(「京都郡誌」)よりそれぞれ作成。

田・宮原・岩熊と現勝山町域が大部分を占める。京都郡以外は三名のみである。これに対し女房(戸主の妻)の出生地はよりバラエティーに富むが、当村や上黒田・下黒田・浦河内・長川・飛松・池田など、現勝山町域出生者が多くを占める。他方、京都郡以外出生者も、仲津郡八名をはじめ築城・田川・企救および、婚姻圏の多少の広がりが見てとれる。なお家族形態としては、単婚家族(夫婦とその子)が多くを占めるものの、戸主からみれば親や子供家族、兄家族、弟家族など、複数の家族を内包する家が少なからずみられた。また伯父、伯母、姉・弟、甥・姪、孫などが同居している場合もある。戸主が独身ないし女房不在(離縁ないし死別か)の場合もあり、また「後家」(夫を亡くした女房)の戸主が二名おり、女性でも戸主になれたことがわかる。家族人数は一人から一〇人であるが、家族人数が多い家は親などのほか戸主家族以外の家族を抱える場合といえる。

細川時代の人畜改帳(前掲表5—1参照)やその他の史料によれば、村の構成者は多様な階層、身分の人が生活する場であった。中黒田村は無高百姓や社家・寺更に非人という差別された人々も存在した。また百姓のなかには、大工・桶屋・鍛冶屋や紺屋など物を作ることを、また小店・田舎店・魚商など商売することを許された(札受)人々もいたのである。

村人の耕地所持

本百姓とされる人々は基本的に高持、つまり田畠を所持していた。表5—6は宝永八年（一七一二）に黒田手永矢山村進五一郎が改めた旨の奥書がある「黒田手永矢山村名寄帳」によって、矢山村について史料の記載順にしたがい一覧したものである。矢山村の田畠石高計は二一五石余で前掲表5—5の一七〇石（延享三年・一七四六）より増加したといえる。村内には一八名の田畠所持者（いわば本百姓）を数えるが、平四郎・彦四郎の二名は田のみの所持で所持高も最も少ないレベルである。他方、二三石余の吉兵衛、一七石余の四郎兵衛・甚九郎・新兵衛など二〇石前後の高持も存在した。このような階層差がなぜ生まれるのか、史料的な検証は今後の課題だが、彼らは地域民への貸し付けや商品作物の生産、場合によってはその加工などを通して、近世後期には「徳人」と呼ばれる富者の母体とみることもできよう。

諸役負担の基本高

江戸時代の農民は、高掛物と称していわゆる米や大豆・麦を中心とし田畠にかかる年貢（本途物成）以外に様々な負担が求められた。労働課役（夫役）やそれにかわる夫米・夫金などがあり、賦課基準は各農民の持高や村高とされた。しかし実際には様々な自然条件で生産高は持高に応じたものではなく、年貢免除も行われた。つまり各人の持高（石高）や村高と実質的な役負担能力は乖離する傾向にあった。このため多くの藩では、実際の負担能力を年



写真5—13 黒田手永矢山村名寄帳

貢高（物成高）を基準に図る石高操作が行われるようになった。佐賀藩の地米高、岡山藩の直高、秋田藩の当高などがこれにあたり、農民や村の夫役負担や家臣による軍役負担の基準とされるようになった。

小倉藩では四ツ高という。これは平均負担率の四公六民（四〇%上納。四ツ成）を共通免率と仮定し、この免率と年貢高から逆算して得られる元高を四ツ高といった。この制度は万治元年（一六五八）に施行された。京都郡と規矩（企救）郡の大庄屋を勤めた中村平左衛門維良の著作『郡典私志』にはこのような記述がある。

万治元戌歳より初りしといふ、是亦四公六民に基き、本高の趣意にて其田々々ニ出来立米の高となる道理也、依之、高二掛り出す物引る物、都而此高を用る也、其以前ハ本高二掛たるよし、本高にてハ免相の高下に依て御年貢の多少あれハ、御年貢と不相当の事ある故、御改法ありし物のよし

つまり、実際の「御年貢」（年貢高）は年々の「免相の高下」によって「多少」の変化があるが、これは「本高」を基準とす

表5—6 矢山村の田畠所持（宝永八年）

所持者	田面積	田石高	畠面積	畠石高	田畠面積	田畠石高
清兵衛	〇町九反二畝三歩半	三石九三	〇町三反九畝三歩	一石三三三	一町三反〇畝一六歩半	一三石五三四
傳助	〇・六・三・一六半	八・七七八	〇・二・九・四半	一・三八五	〇・九・二・二	一〇・一五七三
四郎衛門	〇・七・六・二半	一〇・八三四	〇・一・八・二四	〇・九・四・一六半	〇・九・四・一六半	一・八〇三一
甚四郎	〇・五・七・三半	八・一〇四五	〇・一・九・七	一・〇四六	〇・七・六・一〇半	九・一四六一
長四郎	〇・六・八・三半	九・三六九	〇・一・八・二	一・一一四	〇・八・七・一四半	一〇・四三三
恵四郎	〇・一・四・三四	二・〇四二	〇・八・三・一七半	一・七八三	〇・九・八・一	三・八四三
吉兵衛	一・六・一・	二〇・九三二	〇・四・三・三〇	二・五四〇三	二・〇・四・二〇	三三・四五三四
佐兵衛	〇・六・五・二八半	八・六九三	〇・三・二・三四半	一・七二八	〇・九・八・三三	一〇・四二
四郎兵衛	一・二・一・二六	一六・七九四	〇・一・三・三七	一・〇三七	一・三・五・二五	一七・八二九四
甚九郎	一・〇・九・一五半	一四・八七八	〇・三・四・四	二・二九	一・四・三・一九半	一七・〇九七
平助	〇・五・六・九半	八・〇二	〇・〇・九・五	〇・四二三	〇・六・五・一四半	八・四四〇三
権七	〇・三・四・三七	四・一四三	〇・二・一・七	一・一五九	〇・五・六・四	五・三〇二
新兵衛	一・一・〇・三〇	一五・四〇八	〇・五・五・三半	二・三〇四七	一・六・五・二三半	一七・七二七
吉三郎	一・〇・八・一四半	一四・九〇八	〇・二・四・二三半	一・二八八	一・三・二・二六	一六・一九六八
吉兵衛	〇・八・八・一七	二・四三六	〇・二・〇・九	〇・七八三	一・〇・八・二六	一三・二六六
助四郎	〇・六・九・三半	九・五五九	〇・一・三・一九	〇・七六	〇・八・二・三三半	一〇・三五五九
平四良	〇・四・〇・二六	五・一二三四			〇・四・〇・二六	五・一二三四
彦四郎	〇・二・九・一六	三・一四二五			〇・二・九・一六	三・一四二五
合計	一四・二・九・三九	一五三・五九四	四・〇・八・三五半	三・四六七	一八・三・八・二四半	二五・〇四六一

注 「黒田手永矢山村名寄帳」（福島（欣）家所蔵文書）より作成。

る数値と「不相当」（乖離）となるので、「四公六民」を基本にして「本高」を算出する方法により「出来立米の高」（元高、四ッ高）を出し、これをもとに「高二掛り出す物引る物」（高

腹書ニマチ数及アセ数ヲ、反別ノ下ニ、持主ノ名、其肩ニ検地帳ノ名ヲ某分ト書セリ（『豊前旧租要略』）

の説明から分かるように田畠を水利単位に整理しており、細川

掛物）を決定するのである。ちなみに『豊前旧租要略』によれば京都郡の四ッ高は三万六二七五石余である。

基本土地 この四ッ高制が成立した**台帳の成立** 万治期を境に、小倉藩で

は万治（一六五八―一六六一）・寛文（一六六一―一六七三）・延宝（一六七三―一六八二）年間に荒れ地開墾は断続的に実施され、宝永三年（一七〇六）に企救・京都・仲津・築城・上毛郡の土地台帳を作成し、田川郡も寛保二年（一七四二）改訂した。この宝永期の台帳が以後小倉藩の基本台帳となる。ところで、この台帳は、水帳と呼ばれた。すなわち、

水帳ニ於ケル田地ハ、水掛リ即チ井手掛、某池掛、天水等区分、各水掛毎ニ第一番ヨリ幾十番、或幾百番ニ至ル番号ヲ付シ、畑地ハ何筋、或ハ河原、或ハ何谷ト、字毎ニ区分、亦番号ヲ付シ、地位反別ヲ記シ（略）肩ニ字ヲ、

時代の検地帳とは区別され、それとの対応関係が分かるように田畠の持主名の肩に「某分」として細川時代の検地帳の持主名が記された。すなわち宝永期に作成された水帳は細川期検地帳を踏まえながら以後における年貢対象地と免除地（川になった川成、屋敷化された屋敷成など）とを区別しながら、水利・耕作関係を更に詳しく記したものであった。そして細川時代の検地帳に登録された土地（耕地）が本地（種類により更に本田・本畠などと区別される）であり、検地以後に開墾された土地が新地として区別され、宝永期（一七〇四～一一）の水帳はこの方式で記された基本台帳となった。

この宝永期の水帳改正により水帳高（内高）は一九万四一九四石となった。しかし、実際には寛文十一年（一六七二）、藩主忠雄は弟真方に築上郡内二二か村、のち貞享二年（一六八五）上毛郡内の二六か村と交換されたが、一万石が分封された。これが小倉新田藩である。しかも小倉藩は一万石では新田藩運営が困難との判断から更に一万石を追加し、四公六民の原則に立って四〇〇〇石の米を藩庫から新田藩に支給した。計二万石である。しかし新田藩の村々を除く宝永期水帳に示される小倉本藩領の村々の内高、すなわち先述の一九万四一九四石は新田藩分封以前の内高一九万八八七〇石余とほとんど変わらない。これが実際に荒れ地開墾の実績を反映したものとみられるが、特に新田藩領となった上毛郡と企救・田川両郡との数値

操作によるとの解釈もあり、この立場によれば宝永期の水帳、つまり基本台帳成立は新田二万数千石の造成という架空数字を年貢対象数値に加え込む作業とも考えられる（『北九州市史』近世二八一頁）。

年貢収納

その真偽はおくとして、このような基本土地台帳に基づき年貢が収納される。近世後期の例だが、庄屋経験者の内山円治『小倉藩政時状記』（前掲）によれば秋収穫前にはその年の豊凶にかかわらず検見役三人と榊手代二人が廻郡し、筋奉行・代官が立ち会いで実地検分を常とした。なお検見役廻郡の前に庄屋・大庄屋による下見・中見も行われた（『中村平左衛門日記』）。

「中村平左衛門日記」によれば、年貢米収納期限は稲の種類により違った。例えば天保二年（一八三一）、早稲による一番収納は九月三日を初納とし、十月十五日を納期とした。年貢米は各郡に設置された郷蔵に収められ、その後城下元蔵（表蔵）に回送される。京都郡の郷蔵は行事に置かれていた。なお、現勝山町域の上矢山は企救郡小森手永に属しており、企救郡の年貢は小倉城下本蔵に納めるが（『豊前旧租要略』）、小森手永のなかで矢山村（上矢山）のみは、この行事（行司）へ「払出」「年貢蔵出払出」（蔵納）とされ、久保手永大庄屋より「矢山納米本預」を受け取っていた（『小森承之助日記』安政五年十月二十六日、同六年十一月二十二日条、万延元年十一月二十三日条）。企

救郡所属ではあるが京都郡との関係が深く、その結果、現勝山町域に組み込まれた歴史的一端が理解されよう。

さて「行事・大橋・宮市村絵図」(行橋市教育委員会蔵)によれば、行事川河口(現在の長峡川)の行事側(大橋側対岸)に京都郡の年貢米を収納した「御蔵所」(郷蔵)があり、その近く「牢屋」や「黒田手永宿」・「久保手永宿」・「新津手永宿」・「延永手永宿」など京都郡の四手永宿が軒を連ねていた。

本途物成

年貢は本途物成ほんともものなりと小物成からなつた。本途物成は田畠にかかるものである。企救郡と京都郡大

庄屋を務めた中村平左衛門『郡典私志』によれば、素物成(納斗)一石に対し延米が二斗課された。年貢は本来一斗榲山盛りで量られていたが、そのばらつきを是正するため斗掻とさきですり切りに量り、これに一石当たり二斗を延米として徴収した。更に年貢収納業務にあたる役人への役料という考え方から、口米が徴収されるが、これは素物成(納斗)一石につき五升、延米二斗につき一升、つまりそれぞれ五分(五%)に相当するので五ノ口米といわれた。これらを合計すれば素物成一石に延米二升とそれぞれの口米六升(五升と一升)が加わり、額面一石のところ実量は一石二斗六升納めることになる。

更に、御下台所用の薪代が代米化された薪代米二升四合一勺四才、御下台所の火焚・水汲などの人夫給米に当たる夫柄代米一升五合三勺、そしてこの二者にかかる延米として薪代夫代延

米七合八勺八才八八の合計四升七合三勺二才八八が加わり、先ほどの一石二斗六升の実量物成と合わせると、計一石三斗七合三勺二才八八の年貢となる。

つまり年貢の基本となる納米(年貢米)は、素物成一石に延米・口米・薪代米・夫柄代米などの付加米が課せられ、その結果、実際には一石三斗七合三勺二才八八の実量となるのである。もつとも日照や長雨などの天候不順や川成引・池成引・道成引・土手成引など耕地の状態変化にともなう年貢免除・減免措置がとられた。

このような田からの年貢米とともに畠からの大豆と麦も本途物成の対象となつた。前者の大豆年貢は「一年中御入用並御馬飼料御家中渡り」となるもので家臣の馬の飼料などにもなつた。後者は反別麦といい、もともと細川期に社倉としてはじまつたもので、小笠原期では一反につき大麦二升・小麦一升とされ、「反三」などと俗称された。

なお勝山地域の村ではみられないが、海岸部につくられた塩浜にも年貢(塩浜年貢)が課され、小倉藩領内では企救郡や築上郡の一部の村に課されていた。

また本途物成計量の升が寛文十一年(一六七二)に小倉升より京升に変わった(『郡方大意』『門司郷土叢書』第一巻、六〇頁)。これは寸法が違い、前者が深さ二寸五分、縦横五寸、後者が深さ二寸七分、縦横四寸九分で、体積比は一对一・〇三七

二二三となる。先の一石三斗七合三勺二才八八の本途物成実量は、一石二斗六升四勺余となる。これは京升物成と呼ばれた。

小 物 成

山林や藪など土地の利用益や産物にかかる雑益を小物成と称した。これには米で納める米小物

成と銀で納める銀小物成があった（『小倉藩租税法』『福岡県史資料』第一輯）。

前者にはいくつかあった。山野は藩有を原則とするが屋敷周囲や山野の藪を藩から借用した場合、請藪^{うけやぶ}といった。免率はなく各品位ごと反別高（上々藪九斗・上藪八斗・中藪六斗・下藪四斗・下々藪三斗）により上納された。上藪の場合は反当たり八斗でこれに二割の延米が付加され合計八斗一升六合を納めた（なお納税は京斛で七斗八升六合七勺）。これを請藪年貢という。茶植えつけの畠・畦に賦課された茶年貢・竹皮の採集者への竹皮代米、川岸などの葭^{よし}の刈り取り者に課された葭代米などは、実態がなくなった後でも継続、代米化して村単位で納めた小物成だが不明な点も多い（『豊前旧租要略』）。

銀小物成は個々人にかかる一種の営業税である。「豊前旧租要略」はこれを「薪札」と「諸種」の二つに分類する。薪札は藩営の山で下刈や枝葉の伐採をする場合、運搬の方法によって馬札^{うまふだ}・歩行札^{かちふだ}という免札^{めんふだ}（許可証）をうけ、相応の運上銀を納めていた。しかしいろいろ問題が生じたため、元禄十五年（一七〇二）に改正され、各村単位に、持高一〇〇石につき運上銀

一匁五分ずつの馬札を三枚、同七分ずつの歩行札を六枚、無高層では一〇軒につき七分ずつの歩行札五枚を与えることなどとした。

『郡典私志』に元禄十五年の京都郡薪札運上に関する次のような郡集計が記載されている。

一、四ツ高九千八百八拾五石四斗七升九合六勺 本田新地共

一、貳百九拾六枚五歩六厘 馬札高百石二付三枚宛

運上銀四百四拾四匁八歩九厘 壹枚二付壹匁五歩宛

一、五百九拾三枚一歩三厘 歩行札高百石二付六枚宛

運上銀四百拾五匁貳分貳厘 壹枚二付七分宛

一、六拾九枚五歩 高不持歩行札

運上銀四拾八匁六分五厘 壹枚二付七分宛

但高不持百三拾九軒分、貳拾軒二付歩行札拾枚宛

運上銀合九百八匁七分六厘

更に元文年中からこの運上高が定額になったといい、小倉藩六郡全体で五貫二九一匁三分八厘、うち京都郡は四九六匁八分八厘とされた（薪札銀については『日本林制史資料』参照）。

薪札以外の諸種には、栗代・漆目代・灰代・投網代・川札・雉子網札・雀網札など約三〇種があり、その総額は六郡計で四貫四〇匁二分九厘六毛で、うち京都郡は四六三匁が上納高であった。

このほかにも出精米^{しゅつせいまい}・五歩種子利米^{ごふたねりまい}があった。前者は安永

二年（一七七三）に始まり、農業に精を出して年貢米のほかに藩主の私庫（御内証）に納める冥加金とされ、六郡で一〇三二石余、うち京都郡は一五〇石であった。また後者は本高当たり五歩（五%）の定率で種粃代米の貸付（元高）に対する四割の利息米という性格のもので、京都郡の場合、元高は一二三六石余に對し利息米四九六石余であった。

このように、村の人々は持高などを基準とし米・大豆・麦をはじめ様々な物（実際には代米化する傾向）や銀を藩へ納入する義務を負っていた。

代官覚悟の習わし

以上の年貢・諸役収納の直接の責任者は代官である。「鵜の真似」には年代不詳（文政四年以前）としながらも次のような築上郡の郡代（郡奉行）と代官の話を載せる（『豊前叢書』第五卷五一頁）。

すなわち築上郡代官の畔口某は年柄が悪く年貢収納が十分に出来ない旨を郡代常磐藤右衛門へ申し出た際、藤右衛門は「御取立出来致さず候て御自分覚悟致さるべき」と返答した。畔口はこの返答を大庄屋へ見せ、「手前切腹致す覚悟なり其方達も覚悟致すべし」と言い残しほんとうに自害した。実は郡代の言葉は大庄屋を通して更に「納米出る」ための「ならわし」であったが、畔口はそれを知らずに切腹したというのである。大庄屋は「永牢^{えいろう}」になったという。この話は畔口の「潔き武士」「義士」としての姿を紹介したもののだが、元来、代官は

年貢収納に携わるにあたり、切腹の覚悟をもつてあたるべきと考えられ、大庄屋へもそれが求められていたこと、しかし漸次それが意味で形式的な習わしに変わっていったこと、そのような代官をめぐる問題を読みとることができよう。武士として自らの責任が全う出来なければ（つまりそれは恥であるわけだから）切腹の覚悟という武士階層が持っていた心のあり方を、本来武士である代官にも共有されていた。換言すれば、それほど年貢収納は本来厳しかったと見ることもできよう。先述した細川氏の農政の姿勢はそんなものであったわけであるが、しかし、武士・代官としてただ厳しく取り立てるといふ時代も変化しているのである。

運上札と農村

ところでいわば営業税としての運上札の発行社会の変容は、農村社会への商業的要素の醸成と関わっていた。藩側は特に近世中期ごろより農民が農業生産を離れ商人化する傾向を制限するためにむしろ営業税としての運上札を認めたが、それは農村地域社会への商業的要素流入の動向を促進することになった。次は享保十六年（一七三一）五月の「御条目」（『日本林制史資料』七四頁）である。

一、惣して百姓農業を忘れ遊民に成行、商売好候二付、其志之者可減ため運上札指出候所、農業に立帰不申札請、剩札料不及力者は、無札にて忍びく致商売候儀、却而不法之至二候、依之此度相改、宿町之外居村之札請令停止事（第三条）

商売を運上札にて認可された者による農業放棄、あるいは運上能力がなく札が交付されない者による無許可営業が問題視されている。これは農民による農業・耕作地からの離脱、そして耕作人不在の土地（無主地）増加につながる問題でもあろう。農村・地域社会の変容の兆しが漸次現れているのである。

第二節 宗門改めと絵踏制度

一 天草・島原の乱と戦後復興

天草・島原の 寛永十四年（一六三七）秋、天草・島原の浪乱と小倉藩 人や農民およそ三万七〇〇〇人が、領主の苛政とキリシタンへの弾圧に抗して原城に立て籠り、信仰の自由と減税を要求した。当初、幕府は、九州の一半島で起きた出来事とあまり重視してはいなかったが、一揆勢の抵抗は強く、将軍家光は参勤交代で江戸にいた小笠原忠政（のちの忠真）に、早速小倉へ帰国し、要津を固め、一揆勢を鎮圧するように命じた。小倉小笠原氏は譜代大名であり、九州探題的な存在であったからである。忠政は、十一月十四日に江戸を発ち、十二月四日、小倉へ帰城した。幕府は、正使板倉重昌、副使石谷貞清を九州へ派遣し、原城を包囲して、翌十五年（一六三八）正月元旦、城攻めをかけたが失敗。そのうえ、総大将板倉重昌が討

表5—7 天草・島原の乱への小倉藩大庄屋の動員

郡	手永	島原出陣者	役 儀	供連	乗馬	小荷駄	御 備
企救	城野	城野	衛 兵	大 庄 屋	7	1	宮 本 伊 織
〃	今村	篠崎	源 三 郎	〃			
〃	城野	徳 権	津 万 吉	御頼大庄屋			宮 本 伊 織
田川	津田	橋 猪	小 左 衛 門	大 庄 屋	14	1	坂 牧 兵 右 衛 門
〃	上野	上 野	長 兵 衛	〃	14	1	〃
〃	金田	金 田	傳 藏	〃	14	1	〃
〃	猪膝	安 宅	九 兵 衛	〃	14	1	〃
京都	黒田	黒 田	治 右 衛 門	〃			
仲津	元永	元 永	三 太 夫	〃	10		
〃	節丸	伊 良	原 六 之 丞	〃			
上毛	友枝	友 枝	太 兵 衛	婦国後子供役	7	1	坂 牧 兵 右 衛 門

一人いた。その中には、京都郡黒田手永（勝山町域）の大庄屋黒田治右衛門が入っている（「文久二年戊戌冬六郡より書上並びに天保三年辰七月企救郡より書上写」友石家保管文書）。大庄屋

死にした。
板倉戦死——の報を受けた幕府は、江戸に滞府していた細川忠利・鍋島勝茂・有馬豊氏・立花宗茂・黒田忠之ら九州の諸大名を帰国させ、原城へ出陣させた。
正月晦日、小倉藩の先陣が、二月朔日に二陣、翌二日には本陣が小倉を出発、九日、有馬に着陣した。小倉藩の島原への動員は、八〇〇〇余人であった。

この天草・島原の乱鎮圧のために動員された小倉藩兵の中に、表5—7のごとく、大庄屋層が一